

## 通所リハビリテーション 利用料金表

提供するサービスの利用単位、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について  
通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、下記のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額となります。なおこの金額は関係法令に基づいて定められており、サービス期間中にこれが変更となった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

### 介護サービス

介護認定度	単位	利用料(1割負担)	介護認定度	単位	利用料(1割負担)
要介護 1	369 単位/日	369 円/日	要介護 4	458 単位/日	458 円/日
要介護 2	398 単位/日	398 円/日	要介護 5	491 単位/日	491 円/日
要介護 3	429 単位/日	429 円/日			

各加算	単位	利用料 (1割負担)
リハビリテーションマネジメント加算(イ) 同意月から 6 月以内	560 単位/月	560 円/月
同意月から 6 月超	240 単位/月	240 円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 同意月から 6 月以内	593 単位/月	593 円/月
同意月から 6 月超	273 単位/月	273 円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ハ) 同意月から 6 月以内	793 単位/月	793 円/月
同意月から 6 月超	473 単位/月	473 円/月
医師が利用者またはその家族に説明した場合、上記に加え加算	270 単位/月	270 円/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算 (退院日または認定日より 3 月以内)	110 単位/日	110 円/日
退院時共同指導加算 (医療機関の退院支援カンファレンスに参加し共同指導を行う)	600 単位/回	600 円/回
理学療法士等体制強化加算	30 単位/日	30 円/日
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	40 円/月
サービス提供体制強化加算 (II)	18 単位/日	18 円/日
送迎減算 (片道)	▲47 単位/日	▲47 円/日
介護職員等処遇改善加算(IV)	5.3%	

## 介護予防サービス

介護認定度	単位数	利用料 (1割負担)
要支援1	2,268 単位/月	2,268 円/月
要支援2	4,228 単位/月	4,228 円/月
利用開始月より12月超かつ以下の要件を満たしていない場合		
要支援1	▲120 単位/月	▲120 円/月
要支援2	▲240 単位/月	▲240 円/月

### 【減算を行わない要件】

- ・3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況などに関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直すこと
- ・利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他のリハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している

各加算	単位	利用料 (1割負担)
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	40 円/月
退院時共同指導加算 (医療機関の退院支援カンファレンスに参加し共同指導を行う)	600 単位/回	600 円/回
サービス提供体制強化加算（II） 要支援1	72 単位/月	72 円/月
要支援2	144 単位/月	144 円/月
介護職員等処遇改善加算(IV)	5.3%	